

令和 8 年度指導監査方針等について

1 基本方針

介護サービス事業者等に対する指導監査は、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護報酬の適正化を図るため、厚生労働省が制定した「介護保険施設等指導指針」、「介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業者の指導等ガイドライン」等に基づき実施する。

2 重点着眼事項

【集団指導】

- ① 過去の運営指導等における主な指摘事項の事例について、その原因や改善の方法等を紹介し、事業運営の適正化を図る。
- ② 行政処分の原因となった不正の概要や要因等を紹介し、不正事案等の発生の未然防止を図る。

【運営指導】

(1) 介護保険施設・事業所共通事項

- ① 基本報酬及び各種加算の算定について
 - ア 関係法令等の内容を理解し、適正な算定及び過誤調整が行われていること。
 - イ 前回の運営指導において過誤調整となった事例等について、同様の誤りがな
いこと。
- ② 人員基準、勤務体制の確保等について
 - ア 人員基準を満たしていること。
 - イ 施設・事業所間の兼務関係等が明確にされていること。
 - ウ ハラスメントの内容及び方針を明確化したものを指針として策定し、ハ
ラスメントに関する相談体制を整備されていること。

③ 虐待の防止について

- ア 高齢者虐待の未然防止への取り組みが行われていること。
- イ 虐待が疑われる場合の対応が認識され、適切に実施されていること。
 - ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者はその結果を周知徹底されていること。
 - ・虐待の防止のための指針が整備されていること。
 - ・従業者に対し、虐待の防止のための研修が定期的に行われていること。
 - ・措置を適切に実施するための担当者が設置されていること。

④ 業務継続計画の策定等

- ア 業務継続計画（感染症又は非常災害の発生時において、利用者等に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）が策定されていること。
- イ 従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練が定期的に行われていること。

(2) 介護保険施設

① 事故発生の防止及び発生時の対応について

- ア 事故の発生を防止するための措置が適切に実施されているか。
- イ 事故が起こった場合の対応が職員に周知され、適切に実施されていること。

② 感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止について

- ア 感染症及び食中毒の予防とまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催し、従業者はその結果を周知徹底されていること。
- イ 感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための指針が整備されていること。
- ウ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練が定期的に行われていること。

③ サービス計画の作成について

- ア 介護支援専門員を中心に、多職種協働により施設サービス計画作成業務が適切に実施されていること。
- イ 入所者等に対する施設サービス計画内容の説明等が適切に行われていること。

④ 適切な入所者処遇の確保等について

- ア 身体拘束、その他入所者の行動を制限する行為等の不適切な処遇を防止するための措置を講じていること。
- イ やむを得ず身体拘束を行う場合に、要件の検討、家族の同意が行われていること。また、その態様や時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していること。
- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、従業者にその結果を周知徹底されていること。
 - ・ 身体拘束等の適正化のための指針が整備されていること。
 - ・ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修が定期的実施されていること。

⑤ 非常災害対策等について

- ア 災害の態様ごとに非常災害に対する具体的な計画が作成されていること。また、当該計画に定めた訓練が実施されていること。
- イ 「浸水想定区域」「土砂災害警戒区域」等に所在し、地域防災計画に記載のある施設については、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な事項を定めた避難確保計画が策定されていること。また、当該計画に沿った避難訓練が実施されていること。

(3) 指定居宅サービス事業所（指定介護予防サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業所を含む）

① 個別サービス計画作成を含む「一連のプロセス」について

利用者に関する情報収集、アセスメント、多職種による個別サービス計画の作成、モニタリング及び個別サービス計画の見直し等の作業が適正に行われていること。

② 感染症の予防及びまん延の防止について

- ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、従業者にその結果を周知徹底されていること。
- イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていること。
- ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練が定期的実施されていること。

③ 非常災害対策等について

- ア 災害の態様ごとに非常災害に対する具体的な計画が作成されていること。また、当該計画に定めた訓練が実施されていること。
- イ 「浸水想定区域」「土砂災害警戒区域」等に所在し、地域防災計画に記載のある施設については、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るた

めに、必要な事項を定めた避難確保計画が策定されていること。また、当該計画に沿った避難訓練が実施されていること。

- ④ 身体拘束等の禁止について ※イ～エは居住系・短期・小多機サービスのみ
- ア やむを得ず身体拘束を行う場合に、要件の検討、家族の同意が行われていること。また、その態様や時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していること。
 - イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、従業者にその結果を周知徹底されていること。
 - ウ 身体拘束等の適正化のための指針が整備されていること。
 - エ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修が定期的に行われていること。
- ※ イ、ウ、エは、居住系・小多機・短期系サービスに限る

(4) 指定居宅介護支援事業所（指定介護予防支援事業所）

①居宅サービス計画（介護予防サービス計画）等について

- ア 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）作成における、サービス担当者会議の開催、モニタリングの実施及びその記録が適正に行われていること。
- イ 利用者及びサービス提供事業者に対し、居宅サービス計画の説明・同意・交付が行われていること。
- ウ サービス提供事業者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認が行われていること。

② 感染症の予防及びまん延の防止について

- ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、従業者にその結果を周知徹底されていること。
- イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていること。
- ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練が定期的に行われていること。

3 指導

(1) 指導の根拠法令等

- ① 介護保険法第 23 条（文書の提出等）
- ② いわき市介護サービス事業所等指導監査要綱

(2) 指導の方法

- ① 集団指導・・・講習等の方法により行う。
- ② 運営指導・・・原則として、対象施設・事業所内において、関係者から関係書類等の説明を受けて、面談の方法により行う。

(3) 指導対象の選定

- ① 集団指導・・・指導すべき内容に応じて選定する。
（全ての介護保険サービス事業所等を対象としている。）
- ② 運営指導・・・これまで運営指導を受けていない事業所、新たに指定を受けた事業所、集団指導に出席していない事業所 等

(4) 運営指導の手続

- ① 実施通知
原則 1 か月前に通知する。ただし、緊急に運営指導を実施する必要があると判断した場合は事前通知無しで運営指導を行う。
- ② 運営指導
上記の方法で実施する。
- ③ 文書による結果通知
運営指導の結果を通知する。また、指摘の区分は以下の 3 区分とする。
 - ア 文書指摘
 - イ 口頭指摘
 - ウ 助言
- ④ 改善結果報告

結果通知により文書指摘とした事項について、改善が確認できるまで報告を求める。過誤調整がある場合、適切に自主点検が行われたと認められるまで報告を求める。必要に応じて文書又は職員の派遣等により改善状況、改善結果について確認する。

⑤ 返還確認

過誤調整がある場合は、事業所等に対し返還が確認できる書類の提出を求め、過誤調整が完了したことを確認する。

(5) 監査への移行

以下の状況を確認したときは、運営指導を中止し、直ちに監査を実施する。

- ① 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害が及ぶと判断した場合
- ② 介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

4 監査

(1) 監査の根拠法令等

- ① 介護保険法第 76 条、第 78 条の 7 及び第 83 条ほか
- ② いわき市介護サービス事業所等指導監査要綱

(2) 監査の対象

次の情報を踏まえて、指定基準違反等の有無について確認する必要があると認める場合に行う。

- ① 要確認情報
 - ・ 通報、苦情、相談等に基づく情報
 - ・ 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
 - ・ 国民健康保険団体連合会からの通報情報

- ・ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
 - ・ 介護保険法第 115 条の 35 第 4 項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報
- ② 運営指導において確認した情報
運営指導において確認した指定基準違反等

(3) 監査の方法

- ① 報告
- ② 帳簿書類の提出又は提示
- ③ 出頭
- ④ 関係者に対する質問
- ⑤ 事業所への立ち入り
- ⑥ 事業所の設備、帳簿書類その他物件の検査

(4) 監査の手続き

- ① 実施通知
あらかじめ文書により事業者へ通知する。
ただし、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合、又は運営指導中に監査に変更した場合には、監査当日に通知することができる。
- ② 監査の結果
 - ア 改善勧告には該当しないものの改善を要する事項があると認められる場合、文書により指導を行う。事業者は文書で改善報告を提出。
改善報告について必要があると認める場合は、文書又は職員派遣等により改善状況、改善結果について確認する。
 - イ 指定基準違反等が認められた場合
行政上の措置として改善勧告や行政処分を行う。

勧告（行政指導）	}	※行政処分は聴聞等を経て行う。
命令		
指定・許可の全部又は一部の効力の停止		
指定・許可の取消		

5 その他

「令和 6 年度介護報酬改定」により、各事業所の体制や運営基準について努力義務となった事項の経過措置が終了し、令和 9 年度から義務化となっている事項につきまして、現在未対応の事業所におかれましては、今年度中に対応のほどお願い致します。